

日本統計学会統計教育委員会運用規則

一般社団法人 日本統計学会

(総則)

- 第1条 この規則は、日本統計学会統計教育委員会（以下「本委員会」という。）の運用に関して定める。
本委員会は、日本統計学会 委員会規程 第1条に基づく委員会である。

(目的)

- 第2条 本委員会は、統計教育を促進し、その発展・普及に貢献することを目的とする。
- 2 本委員会は前項の目的を達成するために、次の企画を実施する。
- 1) 統計教育懇談会の開催
 - 2) 統計教育に関する作業グループ、臨時プロジェクト等の部会活動の実施
 - 3) その他本委員会の目的を達成するための適切な企画実施

(構成員)

- 第3条 本委員会は、次の2種の委員によって構成される。
- (1) 代議員のうち若干名。これを代議員委員と呼ぶ。
 - (2) 社員総会が協議のうえ、本人の承諾を得て本学会員内外から推薦した若干名。これを会員委員および非会員委員と呼ぶ。
- 2 代議員委員は、原則として各代議員の希望に基づいて構成するものとする。
- 3 会員委員および非会員委員の選任についてはこれを社員総会に報告するものとする。なお、委員の半数以上は会員でなければならない。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は2年とするが再任を妨げない。

(委員会の構成)

- 第5条 委員会には、委員長を代議員の中より1名置く。
- 2 委員長は代議員委員の互選による。委員長の任期は2年とするが、再任を妨げない。

(報告義務)

- 第6条 委員長は、社員総会において、本委員会の構成、運営、活動状況および会計収支等について報告する。

付則

1. 本規則は平成23年4月1日より施行する。

